

Regulatory update

Insurance industry (March 2014)



1. EIOPA

監督カレッジに関する EIOPA の報告書

2014 年 2 月 13 日、欧州保険年金監督機構(以下「EIOPA」とする)は、監督カレッジの機能および 2013 年アクションプランの成果に関する報告書を公表しました。その中で、国境を越えて活動する金融機関に対する監督向上させるための監督カレッジの役割と有効性について考察しています。

EIOPA は、2013 年において、グループ監督者が監督カレッジにおける責任を果たし、また、グループに対するリスク分析ツールを開発するために尽力したことより、より一貫性が達成されたと考えています。

2014 年、EIOPA が監督カレッジに期待している点は、以下のとおりです。

- 質的情報および量的情報を定期的に交換し、議論すること
- ソルベンシーII の準備についてのガイドライン(予備的ガイドライン)について議論し合意すること、また、それに応じて監督カレッジのワーク・プランや内部モデルの事前申請に関するワーク・プランを更新すること
- グループおよびグループの中核企業のリスクに対する見解の共有化
- 全てのカレッジにおける協力協定やエマージェンシー・プランの進捗状況のレビュー

EIOPA のソルベンシーII ガイドライン正誤表

2014 年 2 月 17 日、EIOPA は、所轄官庁への情報提出に関するガイドラインに対し、ある技術的な修正を施すため、正誤表およびその説明文を公表しました。

オムニバス II 採択へ

現在、待望のオムニバス II 指令に関する欧州議会の採抲が、2014 年 3 月 11 日に実施されることになっています。この採抲により、ソルベンシーII レベル 1 文書は最終化に向けて前進すると考えられます。

2. Japan

標準利率の改定方法見直し案の公表

金融庁は、平成 26 年 4 月 1 日「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準(平成八年大蔵省告示第四十八号)の一部を改正する件(案)」を公表しました。これは、標準責任準備金制度における標準利率の改定方法の見直しに関する案となっています。コメントは平成 26 年 5 月 1 日まで求められています。

(改正の概要)

金融庁公表資料より、改正の概要は以下のようなものとされています。

- 平成 8 年の保険業法改正において、保険金の支払を確実なものとするため、責任準備金の積立方法(標準責任準備金制度)を告示において定めている。

- 標準利率は、当該制度に基づいて責任準備金を計算する際に用いる運用利回りの前提であり、年 1 回、10 年国債利回りの 3 年平均と 10 年平均のいずれか低い方を参照して決定しているところ。
- 今般、制度創設当時(平成 8 年)と比べると、
 - (1) 一時払い終身保険など貯蓄性の高い商品の取扱いの増加、
 - (2) 超長期国債の流通量の増加など保険会社の運用手段の多様化、
 - (3) 貯蓄性の高い商品の負債特性に対応した資産運用手法(ALM)の高度化等、状況の変化が認められることから、告示を改正し、標準利率の改定方法の見直しを行う。

(改正の具体的な内容)

今回の改正は、標準利率の改定方法見直しを行うものであり、平成 27 年 4 月 1 日以降締結する以下の保険契約から適用されるとされています。

	第一号保険契約	第二号保険契約(注 1)	左記以外の契約
保険種類 (注 2)	終身保険	養老保険	左記以外
払込方法	一時払い	一時払い	指定なし
対象利率	以下 1. 2. のいずれか低い値 1. ①②を足して 2 で除した値 ①基準日の属する月の前月から過去 <u>3 月間</u> の利付国庫債券(10 年)の <u>流通利回り</u> の平均値 ②基準日の属する月の前月から過去 <u>3 月間</u> の利付国庫債券(<u>20 年</u>)の <u>流通利回り</u> の平均値 2. ③④を足して 2 で除した値 ③基準日の属する月の前月から過去 <u>1 年間</u> の利付国庫債券(10 年)の <u>流通利回り</u> の平均値 ④基準日の属する月の前月から過去 <u>1 年間</u> の利付国庫債券(<u>20 年</u>)の <u>流通利回り</u> の平均値	以下 1. 2. のいずれか低い値 1. 基準日の属する月の前月から過去 <u>3 月間</u> の利付国庫債券(10 年)の <u>流通利回り</u> の平均値 2. 基準日の属する月の前月から過去 <u>1 年間</u> の利付国庫債券(10 年)の <u>流通利回り</u> の平均値	以下 1. 2. のいずれか低い値 1. 基準日の属する月の前月から過去 <u>3 年間</u> の利付国庫債券(10 年)の <u>応募者利回り</u> の平均値 2. 基準日の属する月の前月から過去 <u>10 年間</u> の利付国庫債券(10 年)の <u>応募者利回り</u> の平均値
標準利率決定方法 (注 3)	基準日(毎年 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日及び 10 月 1 日)時点で適用されている予定利率と比較して基準利率が <u>0.25%以上</u> 乖離している場合には、基準利率に最も近い <u>0.25%</u> の整数倍の利率を予定利率とし、 <u>当該基準日から 3 月を経過した日以降締結する保険契約</u> に適用する。		基準日(10 月 1 日)時点で適用されている予定利率と比較して <u>0.5%以上</u> 乖離している場合には、基準利率に最も近い <u>0.25%</u> の整数倍の利率を予定利率とし、 <u>当該基準日の翌年の 4 月 1 日以降締結する保険契約</u> に適用する。

基 準 利 率	<p>保険契約の区分に応じ、対象利率を以下のごとに区分してそれぞれの数値に対応する安全率係数を乗じて得られた数値の合計値(基準利率)を求めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象金利</th><th style="width: 50%;">安全係数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%を超える部分</td><td>0.9</td></tr> <tr> <td>1%を超える部分</td><td>0.75</td></tr> <tr> <td>2%を超える部分</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>4%を超える部分</td><td>0.25</td></tr> </tbody> </table>	対象金利	安全係数	0%を超える部分	0.9	1%を超える部分	0.75	2%を超える部分	0.5	4%を超える部分	0.25
対象金利	安全係数										
0%を超える部分	0.9										
1%を超える部分	0.75										
2%を超える部分	0.5										
4%を超える部分	0.25										

(注 1) 保険期間が 20 年以上又は被保険者の死亡の時までとされるものにおいては、第一号保険契約で用いられる基準利率を使うことが容認されています。

(注 2) 該当する代表的な保険種類を掲載しています。詳細な要件は、改正告示案の第 5 項表 1 を参照ください。

(注 3) 基準利率が 0.25% の整数倍の利率と 0.125% 乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い 0.25% の整数倍の利率となります。

(改正の影響)

- 見直しは、市場金利の変動に対する標準利率の感応度を上げる目的で行われていると考えられるため、例えば金利上昇期にこれまでよりも標準利率の上昇が早期に生じる可能性があります。
- 金利上昇期には責任準備金負担額の軽減も考えられるため、保険会社はその分、市場に対して価格競争力のある保険料を提示することが考えられます。ただし、標準利率を算出する際には、市場利率の平均値を探ったり、高い対象金利ほど安全係数が大きく影響したりするため、その影響を見極めた商品提供や資産運用を検討する必要があります。
- また、契約締結時期や商品の種類によって適用される標準利率が頻繁に変わることもあるため、販売時における標準利率の適切な識別と責任準備金計算上の手当てが必要となり、これまで以上に主計部門(責任準備金の計算を担当する部署)の業務やシステム上の負荷を検討する必要があると考えられます。

3. United Kingdom

ファット・テール・リスク

2014 年 2 月 7 日、プルーデンス規制機構(以下「PRA」とする)は、2013 年 5 月に実施された保険者に対するデータ収集要求について、フィードバックを公表しました。PRA は、資本要件計算、基準に準拠したリスク情報、ベンチマーク・ポートフォリオおよび確率論的なシミュレーションに関するデータを要求しました。この要求に対する回答率は非常に良好でしたが、PRA は一部のリスク・データを疑問視しており、保険者が確率分布の極値で発生する可能性がある潜在的なイベントを考慮していない点を懸念しています。PRA は保険規制業務、特に現在行われている監督レビュー業務を形成するために、このデータを利用する予定です。

データ収集に関するフィードバック

2014 年 2 月 7 日、PRA は、2013 年に実施されたデータ収集に関して、フィードバックを公表しています。この 2013 年 5 月に実施されたデータ収集から得られた PRA による検出事項の要約は、ICAS (Individual Capital Adequacy Standards) および ICAS+レビューの中で行われる議論でも使用される予定です。また、内部モデルの承認プロセス(IMAP)の事前適用段階および提出段階においても利用される予定です。PRA は、2014 年の第 1 四半期までに、2014 年および 2015 年に実施される標準フォーミュラおよび内部モデルのためのソルベンシー II データ収集に関する計画を公表する予定です。

規制報告グループ

2013年11月、PRAは、産業界とより広範囲に情報を共有するために、ソルベンシーII規制報告の業界関係者による作業部会を設置しました。2013年12月に第1回会合が開催され、会合でなされた議論を記録したメモと業界関係者から提出された質問とPRAによる回答を公表しました。2014年3月上旬に次の会合の開催が予定されています。

2014年5月上旬までの日程

2014年2月18日、PRAは、計画されている主要な活動を織り込んだ、2014年5月上旬までの工程表を公表しました。この工程表は、保険者にとって、新しい体制への準備を可能にするという点で役立つかもしれません。また、工程表の中で、3月中旬に公表が予定されている損害保険会社に関する市中協議文書「ソルベンシーII:技術的準備金の計算および内部モデルの利用」が強調されています。

EIOPA ガイドラインの適用

2014年2月18日、PRAは2013年12月に公表した監督ステートメント(SS4/3) - 「ソルベンシーII: EIOPA 予備的ガイドラインの企業への適用」において、2点について明確化を行いました。PRAは情報提出ガイドラインにより影響を受けるすべての企業に対して、PRAの期待を伝えるレターを送っています。PRAは、2014年におけるリスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)の提出に際し、要約書の提出は求めないこととしました。PRAは2014年第4四半期までに2015年におけるORSA提出にかかる対応を決定する予定です。

ソルベンシーIIにおける繰延税金の取り扱い

2014年2月18日、PRAは市中協議文書(CP3/14)「ソルベンシーII: 繰延税金の認識」を公表しました。この市中協議文書は、ソルベンシーIIの貸借対照表における繰延税金資産(DTAs)の認識およびソルベンシー資本要件計算における1-in-200の異常損失の税効果に関するPRAの期待を提示するものです。

草案は、繰延税金資産と繰延税金負債の相殺および繰延税金負債の二重計上等いくつかの領域にかかる懸念を強調しています。また、草案では、ラン・オフ企業でない限り、リスクマージンの解放は、繰延税金資産を認識するための将来利益の源泉と見做すべきではない点を明確にしています。税務上の欠損金から生じる潜在的な繰延税金資産が、一般に公正妥当と認められる会計基準の適用において認識されない場合に、ソルベンシー資本要件(SCR)の異常シナリオにおいても利用可能であると仮定すべきではありません。

PRAは、同様に、ソルベンシー資本要件(SCR)の異常シナリオにおける信頼しうる予測を行う際に直面する課題に焦点が当てられています。繰延税金資産の回収を裏付けるために使用される利益予測の信頼性に関連するPRAの期待を説明しています。この中で、特に、保険者が、ストレス・シナリオ下において想定される損失を利用したグループ救済を理論づける強い論拠の提示が困難であることが判明する可能性があることを示しています。

コメントの締切期日は2014年3月19日です。

UKにおけるソルベンシーIIに関する情報は、[PwC UK – SolvencyII](#)のウェブサイトをご覧ください。

注

1. EIOPA および 3. United Kingdom に記載の内容は、PwC UK 作成の [Being better informed March 2014](#) より抜粋して作成しております。

お問い合わせ先

あらた監査法人

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-21-1

住友不動産汐留浜離宮ビル

aaratapr@jp.pwc.com